

本答申は、霧島市情報公開・個人情報保護審査会設置条例第 14 条の規定により公表する

ものです。

霧島市情報公開・個人情報保護審査会答申第 1 号

令和 2 年 1 2 月 1 6 日

答 申

令和 2 年 7 月 29 日付け総第 83 号で諮問された件について、次のとおり答申する。

第 1 審査会の結論

霧島市消防局長(以下「実施機関」という。)が、次の本件開示請求に係る公文書の件名又は内容に該当する文書(以下「本件対象文書」という。)を不存在とした決定は妥当である。

[本件開示請求に係る公文書の件名又は内容]

- (1) 建物の規模、構造、その他の状況等の資産価値を考察後の損害額の算出方法。
(木造、モルタル造、仮設住宅(基礎なし)、鉄骨コンクリート造等の区別)
- (2) 罹災時における再建築費単価の算出方法。
- (3) 建物の耐用年数、経過年数及び損耗の程度の算定方法(築 60 年、新築等資産価値が異なるので損害の価値判断の方法)。
- (4) 家具、日常使う道具類、工具類等の動産物である収容物の損害額の算定方法(購入時期、購入額、消耗度の判断の基準)。
- (5) 衣類、ふとん等の収容物の損害額の算出方法(新品、古物の区別等)。
- (6) 書画、骨とう品、美術工芸品、貴金属及び宝石類、証券、株券、現金等収容物の損害額の算出方法(価値判断、個数等の計算方法)。
- (7) 霧島市火災原因等調査規程に包括されると思われる損害額算定に関する消防局並びに消防本部の訓令並びに規程。なお、訓令及び規程の改正が行われていた場合、改正部分とその改正された日付(損害額算定の基になる訓令及び規程)。
- (8) 霧島市火災調査規程第 30 条に定められている損害額を決定する場合、動産(収容物)並びに付属設備及び建物の損害額を算出する際基準となる計算式の開示(例:バイク(5 台)、自動車(3 台)、ハーレーダビッドソン(2 台)、腕時計(ロレックス 3 個)、太陽光発電設備等を計算する場合)
- (9) 霧島市証明事務取扱要領並びに霧島市消防局証明事務取扱要領。なお、改正が行われた場合、改正部分とその改正された日付。
- (10) 「罹災建物」及び「付属設備」並びに「収容物」の罹災状況の判断を行う場合。「全損、半損、小損等のいずれかに該当するのかを判断する場合」の霧島消防局消防本部の判断基準。ほか、「消防による単なる水による水ぬれ等の場合」の損害額算出の方法。

第2 経緯

第1に至るまでの経緯は、次に示すとおりである。

年月日	内容
令和2年3月19日	審査請求人が実施機関に対し「公文書開示請求書」を提出する。
同年3月31日	実施機関が審査請求人に対し「公文書不存在通知書（総消第218号）」を送付する。
同年4月13日	審査請求人が実施機関に対し「審査請求書」を提出する。
同年5月7日	上記審査請求書の内容に不備があったため、審査庁が審査請求人に対し補正命令を行う。
同年5月25日	審査請求人が審査庁に対し「補正書」を提出する。
同年6月16日	実施機関が審査庁に対し「弁明書」を提出する。
同年6月19日	実施機関が作成した当該審査請求に対する「弁明書」（令和2年6月16日付け）の副本を、審査庁が審査請求人に対し送付する。
同年7月6日	審査請求人が審査庁に対して、弁明書に対する「反論書」を提出する。
同年7月29日	審査庁が審査会に対して「情報公開審査諮問書」（令和2年7月29日付け総第83号）を提出する。
同年8月18日	令和2年度第1回霧島市情報公開・個人情報保護審査会
同年9月24日	令和2年度第2回霧島市情報公開・個人情報保護審査会
同年10月30日	令和2年度第3回霧島市情報公開・個人情報保護審査会

第3 審査請求の趣旨

本件審査請求は、霧島市情報公開条例（平成17年霧島市条例第10号。以下単に「条例」という。）第4条第1項の規定に基づく令和2年3月19日付けの開示請求に対して、令和2年3月31日付総消第218号で実施機関が行った本件対象文書の不存在決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるものである。

第4 本件処分に関する主張の内容

1 審査請求人の主張の要旨

- (1) 審査請求書(令和2年4月13日付け)の要旨
別紙1のとおり。
- (2) 補正書(令和2年5月25日付け)の要旨
別紙2のとおり。
- (3) 反論書(令和2年7月6日付け)の要旨
別紙3のとおり。
- (4) 意見書(令和2年8月12日付け及び同年9月7日付け)の要旨
別紙4及び5のとおり。

2 実施機関の主張の要旨

- (1) 弁明書(令和2年6月16日付け)の要旨

ア 処分の理由

- ① 本件開示請求に係る公文書の件名又は内容中(1)~(6)、(8)及び(10)について
 - 実施機関では、「霧島市火災調査規程」(平成17年消防局訓令第41号。以下「火災調査規程」という。)に基づき、火災調査を行っており、損害額の算出については、り災物件所有者から提出される「り災物件申告書」(火災調査規程第29条及び第10号様式)のり災物件ごとに、「火災報告取扱要領ハンドブック(11訂版)」(以下単に「ハンドブック」という。)を参考にして算出し、その合計額を「損害額調査書」(火災調査規程第30条及び第11号様式)に記載しているため、算出方法を具体的に記載した公文書は保有していない。
- ② 本件開示請求に係る公文書の件名又は内容中(7)及び(9)について
 - 本件開示請求に係る公文書の件名又は内容中(7)の「損害額算定に関する消防局並びに消防本部の訓令並びに規程」及び(9)の「霧島市証明事務取扱要領並びに霧島市消防局証明事務取扱要領」は、実施機関においては制定していない。
なお、霧島市火災原因等調査規程自体は、(7)の「霧島市火災原因等調査規程に包括されると思われる」との記載内容から、当該規程は本件開示請求の対象にはならないものと判断した。

イ 審査請求人の主張に対する実施機関の意見

- ① ハンドブックの取扱いについて
 - 審査請求人は、ハンドブックが開示対象文書に当たることが前提とした上で、「著作権法の規定によれば、著作権を理由に開示しないことは違法であり、当該書籍における該当部分を開示請求の項目ごとに開示すべきである」と主張している。
この点、条例が開示対象としている「公文書」とは、「実施機関の職員が職

務上作成し、又は取得した文書、図面及び電磁的記録…であって、決裁、供覧その他これらに準ずる手続が終了したもので、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。」(条例第2条第2項)とされていることを踏まえれば、実施機関が保有する「市販の書籍」については、「決裁、供覧その他これに準ずる手続」を予定しているものであるとは言えないことから、開示対象となる「公文書」には含まれないものである。

② 本件開示請求に係る公文書の件名又は内容中(7)及び(9)について

実施機関においては、審査請求人が主張するような規程及び要領(「霧島市火災原因等調査規程」「霧島市証明事務取扱要領」「霧島市消防局証明事務取扱要領」に類似するもの)は制定していない。

第5 実施機関事務担当課(消防局総務課及び予防課)からの説明聴取(令和2年9月24日実施)に係る要旨

- 損害額調査書(第11号様式)に記載する金額は、統計上利用するものであり、また、申告されたもののみを対象に算定していることから、それほどまでに高い正確性まで求められていないものと考えている。
- 同調査書を作成する際には、計算をするためにメモなどを作成するが、このようなメモはその都度廃棄しており、保存するようなことはない。
- (「担当者が計算した損害額の評価やその妥当性について、署内などで協議することはないのか。」との委員による質問に対し)同調査書を作成する際には、まず担当者1名が計算し、その後にもう1名が検算をするが、どちらも市販のハンドブックに掲載されている同一の計算式を用いて計算するため、結果が変わるようなことはない。このため、計算メモ等を残す必要性が高いとはいえない。

第6 審査会の判断

1 本件開示請求に係る公文書の件名又は内容中(1)~(6)、(8)及び(10)(算出方法(算定方法)関係)について

(1) 前提となる事項

開示請求の対象となる公文書は、物としての文書でなければならず、本件開示請求に係る公文書の件名又は内容中(1)~(6)、(8)及び(10)において、各項目に記載されている「算出方法(算定方法)」との内容では、物としての何らかの文書を示しているとはいえないことから、そもそも開示請求書の記載内容として適当ではない面がある。

また、当該記載内容について、審査請求書等の趣旨を踏まえれば、「具体的な計算

過程」及び「当該計算過程で使用されている計算式等の根拠となっている資料等」を指しているようである。これに対し、実施機関は、当該記載を「具体的な計算過程」との意味で捉えており、審査請求人が意図したところと実施機関による解釈との間に齟齬が生じているようである。

このようなことから、実施機関は、本件開示請求書を受け付けた段階で、「算出方法(算定方法)」との文言を「算出方法等が記載された書面」などに補正することを促すなど、対象となる公文書の特定に向けた措置を講ずる必要があったものとする。

(2) 判断

まず、本件対象文書の存否に関しては、部分開示決定等に関する審査とは異なり、審査会による審査の能力にそもそもの限界がある。

このような中、仮に「算出方法(算定方法)」との文言を、「算出方法等が記載された書面(メモ)」と、審査請求人に有利な補正がなされたものとして考えたとしても、実施機関からの、「損害額調査書に記載する金額については、それほどまでに高い正確性までは求められておらず、実施機関としては、計算メモ等を作成し、及び保存することまでは行っていない。」という説明の内容に特段の不整合等は確認できなかった。

2 本件開示請求に係る公文書の件名又は内容中(7) (霧島市火災原因等調査規程) について

「霧島市火災原因等調査規程」の存否に関し当審査会において調査を行ったところ、同規程は存在していないことが認められた。

また、同規程と名称が類似する「霧島市火災調査規程」が存在するが、当該規程は、市のホームページに掲載されている例規集でも確認することができ、さらに、当該例規集は、市の図書館等にも配架されているものであることから、一般に公表され、その内容を容易に知り得るものであり、条例第2条第2項に規定する「公文書」に該当するということとはできない。なお、当該規程については、本件開示請求が行われる前に、既に実施機関から審査請求人に対して情報提供されているとの事実が確認できた。

3 本件開示請求に係る公文書の件名又は内容中(9) (霧島市証明事務取扱要領及び霧島市消防局証明事務取扱要領) について

「霧島市証明事務取扱要領」及び「霧島市消防局証明事務取扱要領」の存否に関し当審査会において調査を行ったところ、同規程は存在していないことが認められた。

4 ハンドブックが「公文書」に該当するかについて

審査請求人は、ハンドブックが条例第2条第2項に規定する「公文書」に該当する旨を主張している。

この点、条例が開示の対象とする「公文書」は、「実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図面及び電磁的記録…であって、決裁、供覧その他これらに準ずる手続が終了したもの」(条例第2条第2項)と規定されているところ、ハンドブックは、実施機関の職員が、「損害額調査書」における損害額を算定するために自ら購入している市販の書籍であり、当該ハンドブックは、かかる手続を経ていない。

また、条例の目的は、「市の保有する情報の一層の公開を図り、もって市の有するその諸活動を市民に説明する責務が全うされるようにするとともに、市民の市政に対する理解と信頼の下に公正で透明な市政の推進に資すること」(条例第1条)であることを踏まえても、仮に市が保有しているものであっても、市販の書籍など一般に入手が可能なものまでを「公文書」の対象に含めているとは言い難い。









以上の理由により、ハンドブックは、条例第2条第2項に規定する「公文書」に該当するものであるということとはできない。

5 結論

以上のことから、当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

○ 霧島市情報公開・個人情報保護審査会委員

職名	氏名	役職等
会長	山本 敬生	鹿児島県立短期大学准教授
委員	稲留 隆	司法書士
委員	植木 春生	司法書士
委員	久留須 由紀	司法書士
委員	末吉 隆之	弁護士

市長	山口副市長	内副市長	部長	課長	グループ長	係	関係者
							

審査請求 (総務第218号令和2年3月31日決定に対する審査請求)

霧島市役所
02.4.15
霧島市役所

霧島消防局 総務課 局長 御中

別紙 1

審査請求者: 

審査請求日: 2020年4月13日

審査請求人の住所(居所): 

決定があった事を知った日: 2020年4月2日

審査請求の趣旨: 2020年3月17日に行政機関の保有する情報の公開に関する法律(法律42号)に基づいて請求したが、霧島消防局が、霧島市大火調査規定、第30条1項2項に基づいて罹災物件に係る損害額を決定しなければならない職務上の義務として規定された消防庁長官の求める「大災報告取扱要領」の損害額を算出する為の要領が記載された「別表4と呼ばれる計算方法」により霧島市は罹災損害額を決定している」との回答があり、霧島消防局の「総務第218号令和2年3月31日」により公文書不存通知書に発行され、並びに添付書面の別紙において大災報告取扱要領の「別表4の損害額の算出方法の詳細については、著作権により複写及び転行が禁止されている」との事であるが、著作権法(法律48号)第13条並びに著作権法第42条の第二(行政機関情報公開法による開示のため利用)。及び行政機関の保有する情報の公開に関する法律第25条(地方公共団体の情報公開)に基づいて今日の請求内容である罹災物件損害額算定方法等を具体的に開示^{する}すべきである。

② 「総消第218号 令和2年3月31日」の公文書不存在通知書の内容は作成にいたない事、事態、怠慢です。他の鹿児島県内の市消防局や他県の市消防局は罹災物件や罹災収容物の損害額の算出方法については全てマニュアル化しており、定型化した見易い書面が事前に準備してあります。

仮に霧島市消防局が罹災物件等の損害額を算定する際にいちいち「11訂版大災報告取扱要領ハンドブック、出版社：東京法令出版」を見ながら損害額を算定していたとして、著作権法 第42条の第二（行政機関情報公開法等による開示のための利用）及び行政機関情報公開法 第4条第1項に基づいて複写を行い、今回の公文書開示請求内容である①項～④項までの内容について各項目ごとに具体的に開示項目を示し、公文書開示をすべきである。

③ 「総消第218号 令和2年3月31日」の公文書不存在通知書の中の第7項 霧島市大災原因等調査規定 並びに 第9項 霧島市証明事務取扱要領、霧島市消防局証明事務取扱要領については、多少、市におて総称が異なっていたとして、類似した総称を示し、公文書開示をすべきである。






④ 行政機関の保有する情報の公開に関する法律（法律42号）第1条の理念及び目的に従って、公文書の開示をすべきである。

尚、総務第248号令和2年3月31日公文書不存在通知書の中の
 第7項の示す「霧島市大災原因等調査規定」とは、消防法
 第31条(大災の原因等の調査)、同法、第32条(質問、資料の
 提出、報告、通報の請求)、同法、第33条(破壊された財産等の
 調査)、同法、第34条(資料の提出命令、立入検査等)、
 同法、第35条(大災原因の調査、犯罪捜査の協力)、同法第35条
 の第二(被疑者の質問、証拠物の調査)、同法、第35条の第四
 (警察官の責任、協力義務)、並びに霧島市大災調査規程の
 第21条(宗祇処分)、第22条(発掘及び復元)、第23条(質問)
 第24条(質問調書)、第25条(児童等に対する質問)、第26条、
 (被疑者に対する質問及び証拠物に対する調査)、第27条、
 (大災原因の判定)、第28条(罹災物件の調査)、第29条(罹災物件
 の申告)、第30条(損害額の決定)……。等に係る大災原因の調査
 の詳細事項を定めた訓令等の事である。

上記の「霧島市大災原因等調査規定」とは著作権法第13条
 (権利の目的とならない著作物)に該当するので公文書開示を
 するべきである。

2020年4月13日



部長	課長	グループ長	係	関係者
				



補正書

令和2年5月25日

(審査庁) 霧島市長 中重 真一 殿

(審査請求人)



令和2年5月7日付け総第20-1号をもって補正を命ぜられた事項について、下記のとおり補正します。

記

1 審査請求の趣旨及び理由

令和2年3月19日付けで公文書開示請求した

- 「(1) 建物の規模、構造、その他の状況等の資産価値を考察後の損害額の算出方法。(木造、モルタル造、仮設住宅(基礎なし)、鉄骨コンクリート造等の区別)
- (2) 罹災時における再建築費単価の算出方法。
- (3) 建物の耐用年数、経過年数及び損耗の程度の算定方法(築60年、新築等資産価値が異なるので損害の価値判断の方法)。
- (4) 家具、日常使う道具類、工具類等の動産物である収容物の損害額の算定方法(購入時期、購入額、消耗度の判断の基準)。
- (5) 衣類、ふとん等の収容物の損害額の算出方法(新品、古物の区別等)。
- (6) 書画、骨とう品、美術工芸品、貴金属及び宝石類、証券、株券、現金等収容物の損害額の算出方法(価値判断、個数等の計算方法)。
- (7) 霧島市火災原因等調査規程に包括されると思われる損害額算定に関する消防局並びに消防本部の訓令並びに規程。なお、訓令及び規程の改正が行われていた場合、改正部分とその改正された日付(損害額算定の基になる訓令及び規程)。
- (8) 霧島市火災調査規程第30条に定められている損害額を決定する場合、動産(収容物)並びに付属設備及び建物の損害額を算出する際基準となる計算式の開示(例:バイク(5台)、自動車(3台)、ハーレーダビッドソン(2台)、腕時計(ロレックス3個)、太陽光発電設備等を計算する場合)
- (9) 霧島市証明事務取扱要領並びに霧島市消防局証明事務取扱要領。なお、改正が行われた場合、改正部分とその改正された日付。
- (10) 「罹災建物」及び「付属設備」並びに「収容物」の罹災状況の判断を行う場合。「全損、

半損、小損等のいずれかに該当するのかを判断する場合」の霧島消防局消防本部の判断基準。ほか、「消防による単なる水による水ぬれ等の場合」の損害額算出の方法

に対し、公文書不存在とした処分を取り消すとの裁決を求める。

実際には文書は存在しているにもかかわらず教示を別紙において著作権を理由に公文書を不開示にした事は不適法なので開示を求める。

2 処分庁の教示の有無及びその内容

「令和2年3月31日付け総消第218号による公文書不存在通知書」に、「この決定について不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、実施機関に対して審査請求をすることができます」との教示があった。

理由： 令和2年3月31日付け総消第218号による公文書不存在通知書及び別紙に記載の如く（下記に内容を示す）。

○ 損害額の算定について

損害額の算定については令和元年9月27日付けで送付した「大災報告取扱要領の全部改正について（通知）」の39810-311中、別表第4 損害額の算出基準に基づき算定しております。

省略された別表等は出版されており、著作権の関係で複写できません、ので御了承願います。出版物については下記のとおりです。

『11訂版 大災報告取扱ハンドブック 出版社：東京法令出版』

と記された通知を受けました。

※ 著作権法による公文書開示について利用する場合は著作権法により特別に複写許可されており、著作権法第42条の第2（行政機関情報公開法等による開示の為の利用）及び行政機関情報公開法第14条第1項に基づいて複写を行い、今回の公文書開示請求内容である①項～⑩項までの開示請求内容について各項目ごとに関示項目に該当する文書を指し示し、公文書開示をすべきである。

総消第218号令和2年3月31日付けの公文書不存在通知書中の第7項「霧島市大災原因調査規定」並びに第9項「霧島市証明事務取扱要領」「霧島市消防局証明事務取扱要領」については多少、市における総称が異なるとしても類似した総称を霧島市が指し示し、公文書開示をすべきである。

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（法律42号）第1条の目的や理念を誠実に遵守し、公文書の開示をすべきである。

因みに鹿児島県内の他の消防局並びに他県の消防局においては、消防法や大災報告取扱要領等を誠実に遵守して職務を行っていただけた。

※ ①～⑩の公文書開示請求の内容は霧島市大災調査規程 第28条 第29条 第30条に基づき損害額の算定等を行う場合についての公文書開示請求である。

審査請求人：

部長	課長	グループ長	係	関係者



反論書送付通知書 令和2年7月6日

別紙3

審査庁

霧島市長 中重真 殿

審査請求人:

霧島市消防局長が行った公費不存通知に関する処分
 (令和2年3月31日付、総消第218号)に対する審査請求に関し
 行政不服審査法(平成26年法律第68号)第30条第1項の
 規定により、下記の反論書等を別紙のとおり提出します。

記

- 1. 反論書 正本 4枚
- 反論書 副本 4枚

※ 私は

に該当しており
 第3条に基づき行政機関等におかれましては権利利益
 の侵害を工面ない様御配慮をお願い致します。

※ 私は、復写機等持ち合せがない為、霧島消防局の発行
 済みの令和元年9月27日付 消総 108号 霧島市消防局長

掘切昇 七 参照して下さい。(別表4を含む大災報告取扱要領の開示決定書)
 ※ 著作権法 第13条2号により大災報告取扱要領に関する
 告示、訓令、通達は著作物ではありません。
 著作権法上の

反論書

令和2年7月6日

霧島市長 中重 真一 殿

審査請求人: [REDACTED]

私が令和2年3月17日付で提出した、公文書開示請求に対して霧島市消防局長、掘切昇が行った公文書不存在通知に関する処分(令和2年3月31日付、総消第218号)に係る。審査請求書について令和2年6月25日付で弁明書の送付を受けたので次の通り反論する(総消第68号令和2年6月16日に付する反論)

①弁明書記載の事実の認否: 地方公務員法第61条4号並びに同法第37条1項に係る怠業、争議行為は即刻中止し公文書を誠意を持った対応で開示し、請求内容に回答するべきである。[争]

②審査請求人の反論及び主張

令和元年9月27日付、消総108号霧島市消防局長掘切昇により開示請求に係る公文書の件名又は内容として、7項においゝ霧島市大災調査規程第30条2号に規定されている「大災報告取扱要領の定める規準」を開示する旨の証明書を受領していた事。公文書の一部を開示しない理由に含まない大災報告取扱要領中の(37)~(57)損害額、損害額の算出方法に係る別表第4について本来ならば同時に送付されるべき所恣意的な行動により勝手に省略して令和元年10月21日付で渡された為 今回の請求に至った事。

仮に令和元年10月21日に受け取った大災報告取扱要領の一書が
 同、ハンドブック(11訂版)から復写(三七八～三八九)（左事が
 著作権を侵害する行為だとあるならば、既に違法行為を
 行った後だ」という事になりす。前回受け取った「大災^{報告}取扱要領の
全部改正について(通知)」とは消防庁から、鹿児島県知事
 宛に送付された通知である事が第三章において明記されて
 おり、大災報告取扱要領^(全部)が「別紙」により送付された事が
 明記されていす。(右下三八七の10-3参照) 左上、上から
 2行目「大災報告取扱要領の全部を別紙のとおり改正し、
 平成27年1月1日 から実施すること(右のとおり通知する)」と明記。

とせよこれらの通知は消防庁が都道府県知事を通じて
 市町村の消防局、消防組合に通知(平成27年)後には
 書籍等に印刷されたもの(11訂版)であり、霧島消防局の言っている事は
 全くの詭弁である、これらの上級官庁から^{命令}通告された文書
 であって保管(といふ)事自体、全くそれで、おごんな管理であり
 怠慢に他なりません。(本件処分の理由は おごんな管理
 体制と当然の事様に誇張(しているだけである。)(消防組織法^{第40条}参照)

処分庁の意見についての「公文書」についての弁明自体
 詭弁です。これらの文書は「消防庁から都道府県を通じて
 取得した文書、図面及び電磁的記録(公文書)であって

当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして
 当該実施機関が保有しているものという」としてある物
 (条例、第2条第2項)である事。^{命令により}「大災報告義務が消防庁に
 対して発生しており大災報告取扱要領及び国家行政組織法
 第10条に基づいて報告義務がある事」^{「大災報告取扱要領の}
 全部改正についての通知、平成6年4月21日消防災第100号
 消防庁長官」を見れば十分に判明します。(平成7年1月1日実施)

以上のおこなった職務状況は地方公務員法、第61条四号、
 同法第37条①項に該当する行為であり、総業やおこなった
 監理体制を正当化する単なる詭弁である。おこなった監理に
 より消防庁からの通知を紛失していたとしても、とてさて公文書開示の為
 の利用は著作権法第42条の第三において許されている事。

因って、消防庁から通知のあった大災報告取扱要領の全部改正
 についての通知(平成6年4月21日消防災第100号消防庁長官)各都
 道府県知事宛て及び管轄下市町村消防局に基づいて今回の
 公文書開示請求の①項から⑩項が大災報告取扱要領の「別表
^{愛知県消防庁が市消防局が}
 第4の項目をどの様に適用して計算して損害額を算出している
 のが的確と回答して下さい。別表第4損害額の算出基準第1〜
^{開示及び}
 第9、別表第4の表〜2表等と適用(愛知県市大災調査規程、
 第8節)を行い、公文書開示請求内容④項〜⑩項に回答して下さい。

関する開示及び

和明書 4.(2) ⑭ 及び ⑨ について：⑭ については 霧島市の管轄内における 呼び名が不明確なため 為 この様な書式方をしただけであって 以下の言い掛かりをつけ 開示しない事は不当であり、霧島市大災原因 写 規程 なる公文書があるならば 開示すべきである。

⑨ については 霧島市証明事務取扱要領 並びに 霧島市消防局証明事務取扱要領は 趣分庁である 消防局には および 管理体制のもとで 職務が行われている 為 紛失しているかもしれないが、消防局の属する 霧島市役所において 存在するのだから 開示すべきである。〈地方自治法、第2条、第14条(条例) 第15条(規則)、第16条(条例、規則等の公布、公表、施行期日)、並びに 第148条(事務の管理及び執行)〉等に基づき 請求とする。

行政機関の保有する情報の公開に関する法律、第22条1項 並びに 地方自治法、第14条(条例)1項、同法 第15条(規則) 及び 地方公務員法、第30条、第31条 等に基づいて 誠実且つ 公正な公文書開示を求めらる。

公文書開示請求の ⑭ ⑨ については 公文書開示を行い ①②③④⑤⑥⑧ ⑩ については 大災報告取扱要領 別表^{第4}の 開示禁止に 罹災物件ごとに どの項目に該当するかの 開示を請求する。
開示並びに

別紙4

①/3

霧島市役所 総第85号 令和2年7月30日に基づき申立の書

2020年8月12日

申立人: [REDACTED]



住所(居所): [REDACTED]

申立書

- 趣旨: ① 公文書部分開示決定通知書, 消総第108号 令和元年9月27日 霧島消防局長 掘切昇 に係る請求内容は 霧島市大災調査規定 第30条 に関する「損害額の決定」に関する請求(同規定, 第30条2)の申立に正(正そのである)に不関わりが 損害額を決定するの正。必要不可欠な大災報告取扱要領の定める規程の中の別表4(霧島市大災調査規定, 第30条2)を恣意的に省略(正状態での開示)では 霧島市大災調査規定 第30条 (損害額の決定)の趣旨を達成していない事。(今回, 各開示請求項目に依り別表4の公文書を開示するべきである。)
- ② 損害額の決定については, 霧島市大災調査規定 第28条 (罹災物件の調査) 及び 第30条 (損害額の決定) 並に 消防組織法(昭和22年法律第226号) 第40条, 大災報告取扱要領 第1総則1趣旨並に 3号(調査対象), 4号(報告義務)により 大災報告取扱要領に基づき 消防庁に付(に)報告義務がある事。
- ③ 公文書部分開示決定通知書 消総第108号 令和元年9月27日, 6号に記載がある様に「私の小型金庫等があった為」損害額算定方法が必要である為(霧島市情報公開条例 第5条2項(基礎))

④ 行政機関の保有する情報の公開に関する法律(法律42号) 第5条一号イ並びにロ(生活又は財産を保護する為、公にすることが必要であると認められる情報)に基づいて開示すべきである。

⑤ 私には [REDACTED]

必要かつ

合理的な配慮並びに「行政機関の保有する情報の公開に関する法律(法律42号)」第22条1項に基づいて利便を考慮した適切な措置(公文書開示)をお願ひします。

⑥ 大災報告取扱要領とは 行政機関の保有する情報の公開に関する法律(法律42号)の第2条2項並びに 霧島市 情報公開条例 第2条 2項に該当する「公文書」である。

※ 実施機関の職員が職務上作成(大災報告取扱要領 昭和43年11月11日付け消防総 第393号以下「要領」という) 又は取得(消防局が取得)した。(平成6年4月21日消防災第100号消防庁長官)文書、図面及び電磁的記録であつて、請求、供覧その他これに準ずる機能が終了したもので、当該実施機関の職員(消防局)が組織的に用いる(消防組織法(昭和22年法律226号)第40条の規定に基づき消防庁長官が求める消防関係報告のうち大災に関する統計及び情報の形式及び方法を定めるものとする。)文書、図面、電磁的記録(以下「公文書」と該当する、(大災報告取扱要領)は、(別表4))

審査会に提出された資料の閲覧：復写と郵送による閲覧を請求します。

審査会に提出された意見書の閲覧：復写と郵送による閲覧を請求します。

※地方公務員法 第37条を侵害する行為であるので、即刻公文書開示請求に応じるべきである。

※ 霧島市消防局(総消第248号令和2年3月31日)局長 掘切昇の公文書不存通知並に「損害額の算定について」の文書2枚は、霧島市情報公開条例 第2条の「公文書」であるにもかかわらず、詭弁により一般人に対して欺罔を行っているだけである。

「11訂版 大衆報告取扱要領 ハンドブック 出版社：東京法令出版」なる書籍物は、同条例第2条の示す「供覧、その他これらに準ずる手続が終了した」後に出版された書籍物に過ぎない。

因って同条例 第2条の指し示す 大衆報告取扱要領 別表4を請求項目に合わせて、公文書開示を行うべきである。

(著作権法第42条の第二に基づき出版物についても著作権侵害には該当しない。)



2020年8月2日



別紙5

①

霧島市情報公開、個人情報保護審査会事務局 御中



「情.個審第2号令和2年8月27日」に基づく意見書

2020年9月7日

申請者: [Redacted]

① 私は、[Redacted]
[Redacted]
[Redacted] 地要かつ

合理的な配慮を要求する。

② 行政機関の保有する情報の公開に関する法律(法律42号) 第22条①項に基づいて開示請求を(おこなう)者が容易かつ的確に開示請求ができるよう、利便を考慮した適切な措置を講ずる事を要求する。

③ 意見書の一部は 2020年8月27日に提出済み。(参照)

④ 霧島市消防局長、樋切昇は「総消第218号令和2年3月31日、公文書不存通知」により公文書が存在しないとしているが、大災報告取扱要領の全部改正についての(通知)(平成6年4月21日、消防災第100号消防庁長官)。霧島市大災調査規定、第4条及び同規定第30条2項の「の籍」は国家行政組織法第14条並びに消防組織法第二章 国の行政機関 第3条「消防庁長官」から発せられた訓令、通達(国家行政組織法、第14条②項)に公文書がある。

⑤ 大災報告取扱要領 別表4は「公文書管理に関する法律」法律66号第2条④項に該当する公文書である。

(情・個審第2号.意見書)

⑥ 大災報告取扱要領 は 昭和43年11月11日付 消防総第393号以下要領から平成6年4月21日付に改正し、平成7年1月1日から実施したという事。(令和元年9月27日 公書開示決定通知書に基き 大災報告取扱要領の一部に明記)(消防総第108号令和元年9月27日を参照)

⑦ 「公文書等の管理に関する法律(法律66号)」第5条(整理)。同法第6条(保存)。同法第7条(行政文書ファイル管理簿)。同法第8条(保管又は廃棄)。同法第9条(管理状況の報告等)。同法第34条(地方公共団体の文書管理)として公文書を管理する義務がある事を定めている事(平成21年7月1日法律第66号)。

大災報告取扱要領は 昭和43年11月11日付から消防組織法第40条に基づいて既に実施したという「11訂版 大災報告取扱要領」の2ページ 出版社:東京法令出版』等という出版物は題名を見る限り2011年に出版したと見られるが 国家行政組織法 第3条4項別表 第1.「消防庁」,「消防組織法 第40条」に基づいて 通告した実施したという「大災報告取扱要領」は、公書でありその民間会社から出版するより何十年も前から霧島市管轄内で起る大災について適用したというのである。「平成7年11月7日 消防局訓令第4号」霧島市大災調査規程, 第4条, 及び 第3条第2項」の大災報告取扱要領について「この出版物, 2011年」より以前から 消防組織法第40条に基づき大災報告取扱要領を適用している。